

写

令和元年 6 月 11 日

酒田市長 丸山 至 殿

酒田市環境審議会

会長 北川 幸宏



鳥海南バイオマスパワー株式会社の
環境保全に関する協定について（答申）

令和元年 5 月 30 日付酒環発第 65 号で本審議会に諮問のあった標記協定案について審議した結果、協定案はおおむね妥当であると答申します。なお、委員から下記のとおり意見がありましたので、事業者と協議のうえ、可能な場合は協定案を修正されるよう要望いたします。

記

- 設備から放流される温排水について、その量と温度の測定を行い、その結果は市に報告することを記載していただきたい。
- 事業活動に伴って発生する産業廃棄物の処理について、有効利用が可能となつた際には、市に報告することを記載していただきたい。
- 公害の発生に限らず、施設の近隣から悪臭や騒音等の苦情があったときも、公害発生時の措置と同様に対応する旨を記載していただきたい。
- 環境保全のため行う定期的な測定には回数や頻度を定め、その結果の報告は市長の要請に応じてではなく、期限を定めて報告するなどの記載をしていただきたい。
- 施設の所在地は遊佐町であることから、環境保全に関する協定について遊佐町と確認すること。

—以上—